

令和7年3月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和6年度3月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 83 号	農業振興地域整備計画変更審議について	(1件)
議案第 84 号	農地法第3条許可申請書審議について	(8件)
議案第 85 号	農地法第4条許可申請書審議について	(2件)
議案第 86 号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第 87 号	農地法第5条許可申請書審議について	(6件)
議案第 88 号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(685件)
議案第 89 号	農用地利用集積計画審議について	(31件)
議案第 90 号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(47件)

〈 出席委員 〉 (16人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 眞憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	
7 番 荒木 信之	8 番 鉾之原 正美	
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
13 番 満尾 修一		15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (3人)

6 番 久保 聖子 、 9 番 黒葛 クルミ 、 14 番 今村 龍太郎

〈 出席推進委員 〉 (13人)

20 番 佐藤 洋三	21 番 松崎 秀樹	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
24 番 有村 昭郎	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文	27 番 池田 直人
28 番 檀元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視	
32 番 鶴田 浩志		34 番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (2人)

31 番 有馬 孝一 、 33 番 田中 宏和

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	成田 郷	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	迫田 多恵子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和6年度3月定例総会を開会します。
- 本日の出席委員は19名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
- なお、(久保聖子委員、黒葛クルミ委員、今村龍太郎委員) から欠席届が提出されています。
- また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。
- なお、(有馬孝一委員、田中宏和委員) から欠席届が提出されています。
- それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
- 会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、8番「鉾之原正美」委員と10番「上原孝一」委員を指名させていただきます。
- 会長 次に、日程第2、議案第83号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。
- 本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
- 番号1の種別は農用地区域への編入です。
- 田が11筆、面積合計 3,715㎡です。
- 説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 20番 議案第83号の番号1について報告いたします。
- 令和7年3月14日、私と正の奥委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
- 農用地区域への編入について、ほ場条件、土質、農地の広がりなど調査いたしましたが、特に問題は見当たりませんでした。
- 総論としまして、変更相当であると判断しました。
- 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。何か質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、議案第83号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第83号について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。
- 会長 次に、日程第3、議案第84号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 6頁から7頁までの8件です。
- 番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,606㎡、作物は甘藷です。
- 番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 128,787㎡、作物は菓草です。
- 番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,353㎡、作物は野菜です。
- 番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は51,312㎡、作物は水稻です。
- 番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 888㎡、作物は野菜及び果樹です。
- 番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,104㎡、作物は野菜です。
- 番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 27,570㎡、作物は野菜です。
- 番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 3,380㎡、作物は水稻及び牧草です。
- 以上、計8件について、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考

えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

2番

議案第84号の番号1について報告いたします。

令和7年3月18日、私と副の田中宏和委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番

議案第84号の番号2について報告いたします。

令和7年3月21日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第84号の番号3について報告いたします。

令和7年3月18日、私と副の銚之原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第84号の番号4について報告いたします。

令和7年3月20日、私と副の満尾委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番

議案第84号の番号5について報告いたします。

令和7年3月24日、私と副の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第84号の番号6について報告いたします。

令和7年3月20日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第84号の番号7について報告いたします。

令和7年3月20日、私と副の梅本委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第84号の番号8について報告いたします。

令和7年3月26日、私と副の南田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第84号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第84号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第84号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第85号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の17頁をご覧ください。

番号1の転用目的は、通路です。

なお、既に、転用済みであることから、始末書を添付しての申請です。

番号2の転用目的は、庭、駐車場、通路です。

なお、既に、転用済みであることから、始末書を添付しての申請です。

以上2件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく願います。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第85号の番号1について報告いたします。

令和7年3月19日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第85号の番号2について報告いたします。

令和7年3月19日、私と副の重水委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.06haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第85号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

12番 私はそこの調査に行ったんですけど、裏が山なんですよね。その山水が道路に出てくるんですよ。で、その庭の水も道路に流れてくるんです。で、その家の横に昔の赤線もあってそこも流れてどうしようもないんですよ。で、立会人の行政書士の方にも水が流れ出ないように対策を講じてほしいとお願いはしたんですけど。どうしたらいいでしょうか。

会長 その土とか水はどちらから流れてくるんですか。

12番 山からです。

4番 自然側溝で、側溝がないとこなんですよね。

事務局 地域で管理していただくしかないのでは。

会長 申請人に責任がありますかね。

12番 山水ですもんね。

会長 赤線（道）だから、地域の自治会で管理の仕方をきめてもらおうほうがいいのでは。

事務局 地域の方々と話をしてもらって、役所の相談窓口としては、赤線なので地域振興課に相談してもらおうのほうがいいのでは。

12番 わかりました。

会長 他にはありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第85号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第85号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第86号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。
なお、番号1は、日程第6、議案第87号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1と関連しますので、あわせて審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の21頁です。1件です。
番号1は、24頁の議案第87号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1と関連がありますので、あわせて説明いたします。
本案件は、令和4年6月28日付け、指令日農委第5号30で、農地法第5条の規定により許可を受けた、転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。
申請人は、申請地に資材置場を整備する計画ですが、事業規模拡大により、工事用資材等の増加のため、今回の申請地に置場スペースを追加整備するため、事業計画を変更するものです。
以上、事業計画変更申請書審議の番号1と議案第87号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当。
また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

20番 議案第86号の番号1と議案第87号の番号1について、一括して報告いたします。
令和7年3月21日、私と正の奥委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、及び農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。
議案第86号の番号1と関連する議案第87号の番号1の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

3番 既に転用許可済みとなっている隣地の現況はどのような状態なんですか。

事務局 すでに、資材置場と駐車場として使用されています。

3番 じゃ、今回の申請は、別で、というわけにはいかないのですか。変更申請ではなくて、新規という扱いにはならないのですか。

事務局 前回の申請地の隣接地であり、資材置場の拡張となりますので。

3番 ただ、実態としては令和4年に許可が下りて、その申請目的の資材置場として活用されてる土地があつて、その隣に事業拡大で資材置場と駐車場を整備するという話ですよ。時系列で並べていくと新規申請の方がふさわしいと私は思うのですけど。

- 事務局 この案件は、新規申請と変更申請の同時申請となっています。
- 3番 変更申請の案件のとき、あの焼酎会社の土地を少しづつ増やしていく申請と同じイメージで捉えてしまうんですけど、説明の際、そういったところも含めて説明いただければと思います。
- 事務局 今後、そのようにしたいと思います。
- 会長 議案検討会のときも、この話はあったんですが、前回の隣接地で、同じ目的であること、また、土地利用協議も絡むのではというところでした。
- 会長 他にはありませんか。
- 議場 [異議等なし]
- 会長 ほかに質疑等ございませんので、議案第86号の番号1と、関連する議案第87号の番号1について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第86号の番号1と、関連する議案第87号の番号1の案件について、承認及び許可することに決定しました。
- 会長 次に、日程第6、議案第87号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号1以外の案件を議題とします。
- 事務局 事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、資料の24頁をご覧ください。5件です。
番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号3の転用目的は、資材置場、駐車場、権利種別は所有権移転です。
なお、既に転用済みのため、始末書を添付しての申請です。
番号4の転用目的は、宅地分譲、権利種別は所有権移転です。
番号5の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号6の転用目的は、現場事務所、駐車場、仮設道路、権利種別は使用貸借権設定です。期間は3か月です。なお、この案件は、先月許可された案件と同じもので、期間の延長となります。
以上、5件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 20番 議案第87号の番号2について報告いたします。
令和7年3月21日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地です。
農地の区分については、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 3番 議案第87号の番号3について、報告いたします。
令和7年3月21日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.03haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第87号の番号4について報告いたします。

令和7年3月22日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第87号の番号5について報告いたします。

令和7年3月21日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第87号の番号6について報告いたします。

令和7年3月20日、私と副の満尾委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は、一時転用中に伴い非農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであるため、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第87号の番号1以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

10番 事務局からの説明もありましたとおり、2月に一回、調査に行っている案件でもあるのですが、年度末までの工事で繰り越しもあろうかと思いますが、今後、繰り越し工事といったこのような案件については、許可の延長という形でご検討できないでしょうか。

事務局 この件につきましては、2月の申請の際、申請者とも話をしたところですが、県発注の請負工事でもあり、契約書がありまして、そこに工期が示されていますので、いったんはそこで期限を切らなければならないということになります。また、そのとき、県が繰り越しを決定するかどうかとも不透明でした。借地権という権利設定もあるため、前回の許可を3月末としているところです。

- 10番 はい、申請者にそのように伝えます。
- 13番 たとえばですよ、その時点で、今回は県の担当者だったんですが、繰り越しの予定になりますと一筆書いてもらっとけば、だめですか。
- 事務局 そこは、県も予算が伴うものなので、県側がどのような形の契約書を示されるかということではないでしょうか。
- 会長 これは、申請者の方がそう言われたのですか。農業委員会側だけ延長した形で申請と。
- 10番 前回も現地調査をして、また今回も状況も変わらないが現地調査をしなければならないといった中で出た話で、融通は利かせられないのかな、という話です。
- 7番 これ、お互いに公的機関ですよ。それは融通は利かないですよ。だから申し訳ないけどそういった説明しかできないですよ。
- 会長 業者が変わればいいんだけど、たまたま同じ業者だからね。
- 13番 じゃ、工事契約には変更契約というものがあるから、変更申請だけで、事務局と業者の間だけで処理できないんだろうか。
- 事務局 賃借権の設定でもあり、また公的機関発注工事なので契約書もあり、工期の設定もありますので、そこは事務手続き上、整理しなければならないと思います。
- また、この案件については、県の常設審議委員会に諮る案件でしたので、先月も、県の委員会において、繰り越し事業案件になる旨の話もしてありますし、事務手続き上、再度申請の必要があるとの指導も受けているところです。
- 10番 わかりました。ありがとうございました。
- 会長 他にありませんか。
- 会長 質疑等ございませんので、議案第87号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号1以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第87号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号1以外の案件について、許可することに決定しました。
- 会長 次に、日程第7、議案第88号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
- 事務局 事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の32頁をご覧ください。議案第88号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
- 令和6年8月から9月にかけて実施していただきました、農地の利用状況調査による調査結果でございます。
- 56頁の集計表をご覧ください。
- 地域別で申しますと東市来 256筆、伊集院 251筆、日吉34筆、吹上 144筆、地目別で申しますと田が 262筆、畑 423筆、全地域合計で 685筆、面積412,529.25㎡となっております。
- 以上、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第88号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数ですので、議案第88号の案件について、非農地として判断することに決定しました。
- 会長 次に、日程第8、議案第89号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。
- 会長 それでは、まず議事参与制限の案件を先に審議します。

榎園博文委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

26番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 59頁の利用権設定分の番号6です。貸借です。

面積について、畑が 3,352㎡、計 3,352㎡、うち再設定面積は 3,352㎡、
利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第89号の榎園委員が関係する利用権設定の番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第89号の榎園委員が関係する利用権設定の番号6の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

榎園委員に着席の連絡をしてください。

26番 〔着席〕

会長 議案第89号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 利用権設定分です。資料の58頁から64頁です。貸借です。

面積について、畑が37,496㎡、計37,496㎡、うち再設定面積は37,496㎡、
利用権設定件数は30件、うち再設定件数は30件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第89号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第89号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第9、議案第90号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

会長 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 楠真憲委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

3番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 66頁の番号3です。貸借です。

面積について、田が 1,759㎡、計 1,759㎡、利用権設定件数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第90号の楠委員が関係する農地中間管理事業の番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第90号の楠委員が関係する農地中間管理事業の番号3案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

楠委員に着席の連絡をしてください。

3番 [着 席]

会長 次に、上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 66頁の番号4です。貸借です。

この案件につきましては、借人が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、田が2,560㎡、計2,560㎡、利用権設定件数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第90号の上原委員が関係する農地中間管理事業の番号4の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第90号の上原委員が関係する農地中間管理事業の番号4案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

上原委員に着席の連絡をしてください。

10番 [着 席]

会長 次に、中玉利一朗委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 66頁の番号5及び番号6です。貸借です。

面積について、田が827㎡、計827㎡、利用権設定件数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第90号の中玉利委員が関係する農地中間管理事業の番号5及び番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第90号の中玉利委員が関係する農地中間管理事業の番号5及び番号6の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

中玉利委員に着席の連絡をしてください。

19番 〔着 席〕

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 67頁の番号12から番号15までです。貸借です。

面積について、田が 1,805㎡、計 1,805㎡、利用権設定件数は4筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第90号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号12から番号15までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第90号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号12から番号15までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 〔着 席〕

会長 次に、山口義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

5番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 68頁の番号23及び番号24です。貸借です。

面積について、田が 2,621㎡、計 2,621㎡、利用権設定件数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第90号の山口委員が関係する農地中間管理事業の番号23及び番号24の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第90号の山口委員が関係する農地中間管理事業の番号23及び番号24の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

2番 〔着 席〕

会長 次に、議案第90号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の66項から70頁です。貸借です。

面積について、田が12,658㎡、畑が18,983㎡、計31,641㎡、利用権設定数は37筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第90号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定するこ

とに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

[賛成多数]

会長

賛成多数です。議案第90号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長

以上で、本日の審議は終了しました。
令和6年度3月総会を閉会します。

(閉会10時40分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

奥 和 俊

8 番

鉾 之 原 正 美

10 番

上 原 孝 一

